

笠岡市立笠岡東中学校 いじめ防止基本方針

平成30年2月 改定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間5～7件程度で推移している。発生の時期は1年生では1学期末や2学期などの人間関係がある程度できつつある時期に起こっている。2, 3年生はGW明けや夏休み明けなどに多く発生している。多くの場合は暴力的なもので、加害者側の軽い気持ちで行ったことが、被害者側にとっては嫌な気持ちにさせる場合が多い。いじめの発覚は、被害者生徒や保護者からの訴えで分かることが多い。未然防止の取り組みをより推進していくために、学年・学級の枠にとらわれず学校全体で取り組めるように、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

学校はいじめ対策委員会を設置し、保護者・地域・関係機関との連携を深めながら具体的な取り組みを行う。

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)・・・教職員の指導力向上のための研修として、外部機関の講師を招聘し、いじめに対する対応やネット利用の状況と指導上の留意点について研修会を行う。</p> <p>(生徒会活動)・・・いじめについて考える週間において、全校で人権標語を作成し各クラスで掲示して意識を高めるための取り組みを進める。</p> <p>(居場所づくり)・・・学び合いの授業や学級活動、行事等の特別活動を通して、人間関係づくりを進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>(情報モラル教育)・・・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関して、技術科の授業や各学年の学活で学習させる。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握)・・・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施する。(学校評価等のアンケートとは別に行う。)年2回(6月、11月)の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立)・・・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>(情報共有)・・・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を作る。</p> <p>(家庭への啓発)・・・日頃から家庭との連絡を密にとり、生徒の様子を見守り、いじめへの早期対応ができるよう関係作りに努める。</p>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)・・・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討)・・・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>(いじめられた生徒への支援)・・・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。また、いじめた生徒への指導後も最低3カ月程度は見守りを続け、定期的に教育相談を実施して、完全にいじめが解消するまで支援を続ける。</p> <p>(いじめた生徒への指導)・・・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。</p>